

ICOCA乗車券取扱規程の改定

改定日 令和5年2月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

（用語の意義）

第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ICOCA乗車券」とは、JR西日本が発行しJR西日本、当社等が発売するIC乗車券を媒体とした乗車券のことをいう。
- (2) 「ICOCA」とは、大人のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式のICOCA乗車券をいう。
- (3) 「小児用ICOCA」とは、小児のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券をいう。
- (4) 「ICOCA定期券」とは、ICOCAまたは小児用ICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載するICOCA乗車券（身体障害者旅客運賃割引または知的障害者旅客運賃割引を適用して他社が発売する。）または定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (5) 「スマートICOCA」とは、JR西日本が定めるスマートICOCA会員規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券のことをいう。
- (6) 「スマートICOCA定期券」とは、スマートICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (7) 「デポジット」とは、IC乗車券の利用権の代価として収受するものをいう。
- (8) 「KIPS ICOCA」とは、当社および近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄グループHD」という。）が定めるKIPS ICOCAカード会員規約およびKIPSポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループHDが発行したするKIPSポイントカードの機能およびJR西日本が発行するICOCAのプリペイド機能を併せて搭載する記名式のICOCA乗車券「KIPS ICOCAカード」のことをいう。
- (9) 「KIPS ICOCA定期券」とは、KIPS ICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (10) 「付加された他社の乗車券」とは、他社においてICOCA乗車券に券面表示を行わず、乗車券の情報を記録した乗車券をいう。

（ICOCA乗車券の発売）

第5条 当社線で発売するICOCA乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) ICOCA
- (2) 小児用ICOCA
- (3) ICOCA定期券（大人用および小児用）
- (4) KIPS ICOCA（大人用）
- (5) KIPS ICOCA定期券（大人用）

（参考）KIPS ICOCA（大人用）の発売は、令和5年1月31日をもって終了。

2. 前項第3号のICOCA定期券および第5号のKIPS ICOCA定期券の発売範囲は別表1に定める。
3. 第1項のICOCA乗車券は、当社の指定した駅において発売する。
4. 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる定期券は、当社においてICOCA定期券やKIPS ICOCA定期券としての発売および発行替えを行わない。
 - (1) 身体障害者旅客運賃割引または知的障害者旅客運賃割引を適用する定期券
 - (2) 実習用通学定期券

(発行替えの取扱方)

- 第 25 条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに当社が別に定める駅窓口において、発行替えの取扱いを行うことができる。
- 前項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持する券面表示の通用期間満了後の ICOCA 定期券を提出したときは、原 ICOCA 定期券を使用して、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
 - 第 1 項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持する ICOCA または小児用 ICOCA を提出したときは、第 21 条第 1 項の取扱いを準用して ICOCA または小児用 ICOCA を ICOCA 定期券に変更し、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
 - ICOCA 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむをえないときに限り、当社が別に定める駅窓口において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。**ただし、磁気定期券等で発売していない区間および経路への発行替えは取扱うことができない。**
 - 旅客が別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - 発行替えをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - 前項の場合、原 ICOCA 定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができる。
 - 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券が不要となった場合は、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しの取扱いを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が手数料 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または 小児用 ICOCA への変更を行うことができる。
 - 前項第 1 号の規定により払戻しを行う場合、デポジットを返却する。

(KIPS ICOCA の氏名等の変更発売方法)

- 第 34 条 旅客から KIPS ICOCA 購入の申し出があった場合、KIPS ICOCA を発売する。この場合、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、KIPS ICOCA を発売するにあたり、当社は発行者を代表して KIPS ICOCA を旅客に貸与する。
- ~~旅客は、KIPS ICOCA の購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を別表 5 に定める「KIPS ICOCA 購入申込書」に記載のうえ自ら提出し、かつ公的証明書等の提示により、「KIPS ICOCA 購入申込書」に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。~~
 - ~~旅客は、KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券を当社が別に定める駅窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表 6 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券の記名人本人であることを証明しなければならない。~~
 - ~~前項の規定にかかわらず、住所その他の近鉄グループ HD が定める項目の変更については、KIPS ポイントサービス規約に定める「KIPS コールセンター（KIPS カード紛失応対デスク）」への電話連絡または「KIPS Web サービス」での変更申込みにより届け出ることができる。この場合、カード番号の申告等により、当該 KIPS ICOCA または KIPS ICOCA 定期券の記名人本人であることを証明しなければならない。~~

(発行替えの取扱方)

- 第 39 条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の KIPS ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合であって、旅客が既に所持する券面表示の通用期間満了後の KIPS ICOCA 定期券を提出したときは、原 KIPS ICOCA 定期券を使用して、当該磁気定期券等と引換えに当社が別に定める駅において、KIPS ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。
- 前項の申し出があった場合であって、旅客が既に所持する KIPS ICOCA を提出したときは、第 35 条第 1 項の取扱いを準用して KIPS ICOCA を KIPS ICOCA 定期券に変更し、当該磁気定期券等を KIPS ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合、デポジットを収受しない。

3. KIPS ICOCA 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむをえないときに限り、当社が別に定める駅窓口において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。ただし、磁気定期券等で発売していない区間および経路への発行替えは取扱うことができない。
 - (1) 旅客が、別表 6 に定める申込書を提出すること。
 - (2) 旅客が公的証明書等の提示により、当該 KIPS ICOCA 定期券の記名人本人であることを証明できること。
4. 前項の場合、原 KIPS ICOCA 定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができる。
 - (1) 磁気定期券等に発行替えしたため、原 KIPS ICOCA 定期券が不要となった場合は、SF 残額（10 円未満ののは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しの取扱いを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - (2) 磁気定期券等に発行替えしたため、原 KIPS ICOCA 定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ KIPS ICOCA への変更を行う。
5. 前項第 1 号の規定により払戻しを行う場合、KIPS ICOCA カード会員規約および KIPS ポイントサービス規約に基づく KIPS ポイントカードの退会処理を行い、デポジットを返却する。
6. ICOCA 定期券（当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。）から KIPS ICOCA 定期券または KIPS ICOCA 定期券から ICOCA 定期券への発行替えの申し出があった場合は、事情やむをえないときに限り第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用して取扱いを行う。この場合、原 ICOCA 定期券または原 KIPS ICOCA 定期券については、定期券機能の発行替えを行った後、それぞれ ICOCA または KIPS ICOCA として会員に返却する。ただし、ICOCA 定期券から KIPS ICOCA 定期券への発行替えの場合は、第 25 条第 1 項に定めるデポジットを収受したうえでの発行替えは行わない。なお、原 ICOCA 定期券または原 KIPS ICOCA 定期券を不要とする場合は、定期券機能の発行替えを行った後、それぞれ第 20 条または第 45 条第 1 項から第 4 項までの取扱いを行う。

別表 2 ICOCA 乗車券の発売箇所（第 5 条）

ICOCA 乗車券の種類	発 売 箇 所
ICOCA	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
小児用 ICOCA	定期乗車券発売窓口
ICOCA 定期券（大人用）	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
ICOCA 定期券（小児用）	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機
KIPS ICOCA（大人用）	定期乗車券発売窓口および主な駅営業所
KIPS ICOCA 定期券大人用	定期乗車券発売窓口、定期券・特急券自動発売機 (注) 旅客が既に所持する KIPS ICOCA を用いた定期券の発売のみ取り扱う。

※定期乗車券発売窓口および定期券・特急券自動発売機とは、旅客営業規則に定めるものをいう。

※主な駅営業所とは、大阪難波、大阪上本町、京都、大阪阿部野橋、近鉄名古屋、近鉄四日市、宇治山田の各駅営業所をいう。

別表 5 ~~削除~~ KIPS ICOCA 購入申込書（第 34 条）

以 上